

平成 21 年 3 月 18 日

日本国特許庁国際課御中

日本機械輸出組合  
知的財産権問題専門委員会  
委員長 外川 英明

## 中華人民共和国特許法実施条例改正草案(国務院案)についての意見

中華人民共和国特許法実施条例改正草案が、中国国務院より公表され、パブリックコメントの募集がなされておりますところ、当組合知的財産権問題専門委員会において検討した結果、下記の通り意見を提出いたします。

### 記

#### 1. 第9条(2)について

##### 第9条(2)について

「国務院特許行政部門に特許を申請した後、外国で特許申請或いは国外の関連機関に国際特許申請を提出する予定の場合、申請時或いは申請後に請求を提出しなければならない。」と規定しているが、「国務院特許行政機関(中国特許庁)へ出願した場合には、機密保持審査の請求を同時に提出したものと見なす」に改定していただきたい。

(理由)

- ・中国国内出願については前条8条の規定により機密保持審査を受けることになっている。中国出願を基礎として外国出願するものについて、9条(2)にて再度の秘密保持請求義務を出願人に課すことは、単に出願人の負荷を増やすだけであり、実質的な意義はないと考える。
- ・機密保持請求を当局が要求するのは、9条(1)に規定する、中国特許庁に出願せず外国出願・国際出願する場合のみに限るべきである。

#### 2. 第56条について

請求人適格を「何人にも」可能、と改訂していただきたい。

(理由)

今回の改正案で請求人適格が従来の特許権者から利害関係者まで拡大されたが、依然として「権利者側」に留まり、以下のような問題が懸念される。

- ・一般公衆にとって、自己が実施を予定する実用新案特許あるいは意匠特許が特許権侵害となるかを事前に確認することができないため、権利活用の弊害となる。
- ・特許権者から警告を受けた際に、行政や訴訟に持っていけないと、被疑侵害者が権利

の有効性を確認する手段がないため、不公平な契約や取引条件の設定にもつながらやすく、正常な経済活動が妨害され、権利の濫用が助長される恐れがある。

以上